1 被告が、参加人ホテルオークラ労働組合他六名が申立人であり、原告が被申立人である都労委昭和四六年不第二号不当労働行為救済申立事件について、原告に対 し、昭和四七年一〇月二日に同年九月一九日付命令書の写しを交付してした命令の うち、別紙記載部分を取り消す。

訴訟費用は、参加によつて生じたものは参加人らの負担とし、その余は全部被 告の負担とする。

事 実

第一 当事者の申立て

- 原告の求める裁判

主文第一項と同旨及び「訴訟費用は被告の負担とする。」との判決

被告の求める裁判

「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」との判決

第二 当事者の主張

請求の原因

被告は、参加人ホテルオークラ労働組合他六名が申立人であり、原告が被申立 人である都労委昭和四六年不第二号不当労働行為救済申立事件について、原告に対 昭和四七年一〇月二日に同年九月一九日付命令書の写しを交付し、同命令書主 文第一項によつて別紙記載のとおり救済の一部を認容する命令を発した。以下この 命令を「本件救済命令」という。

しかし、本件救済命令は違法であるから、その取消を求める。 2

被告の主張

被告は、請求原因事実を認め、本件救済命令について次のとおり主張した。

当事者関係

「原告はホテル業等を営む株式会社で、肩書地にて「ホテルオークラ」を経営し、その従業員数は約一二○○名である。参加人A、B、C、D及びEはホテルオークラの従業員で、参加人ホテルオークラ労働組合(以下「組合」という。)の組合員である。参加人組合は原告の従業員をもつて組織するいわゆる企業別労働組合である。参加人組合は原告の従業員をもつて組織するいわゆる企業別労働組合である。参加人組合は原告の従業員をもつて組織するいわゆる企業別労働組合であ り、参加人全日本ホテル労働組合連合会(以下「ホテル労連」という。)はホテ ル、旅館及び料理飲食業に従事する労働者をもつて組織された連合体労働組合であ り、したがつて参加人組合はホテル労連の単位組合である。

救済の申立て 原告は、原告の従業員に対する懲戒として、参加人A、B、C、D及びEに対し、それぞれ、昭和四五年一〇月一三日に平均賃金の半日分を減給する旨の処分 を、同年一一月一七日に譴責する旨の処分をした。そこで右参加人五名のほか、参加人組合及びホテル労連は、右懲戒処分がいずれも不当労働行為に該当するとしま て、昭和四六年一月二〇日に原告を相手方として被告に対し右の減給処分及び譴責 処分を取り消すこと、及び右減給処分に係る賃金相当額が支払われるべきことなど の救済の申立てをした。 3 不当労働行為の成立

減給処分

参加人組合は、昭和四五年九月二一日原告に対して一律一万円プラス年齢 別二〇〇〇円ないし一万七〇〇〇円の賃上げを要求し、以後三回にわたる団体交渉 を経て原告から提示された平均九〇〇二円の賃上げ回答を不満として同年一〇月三 日にスト権を確立するとともに右要求を貫徹する目的をもつて就業時間中に一斉に リボンを着用するいわゆるリボン闘争を敢行することを決定したうえ、同日原告に 対し同月五日迄に原告の誠意ある回答が示されない場合は同月六日午前九時よりリ は二七六名(うち客面に出る者約五九名)の組合員が通常その上衣のネーム・プレ 一トの下にリボンを着用した。右リボンの形状は、直径六センチメートルの紅白の 花形に長さ六センチメートル、幅約二センチメートルの白布が付いていてこれに 「要求貫徹」と黒書してあるもの、又は直径約五センチメートルのピンク色と白色

の花形に長さ約六センチメートル、幅約二センチメートルの白布が付いていてこれに「要求貫徹ホテル労連」と朱書してあるものであつた。

(2) 原告は、参加人組合の右リボン着用通告に接し、同日参加人組合に対して対策力を禁止する旨及び着用して就業した場合は断乎たる処置をとる旨の警告書を渡すとともに会社施設内に「告」と題する右警告書同旨の掲示を張り出した。そしてリボン着用者に対しては、職制を指揮して、リボンを外すように説得合員に対しても応じないリボン着用者は客の目に触れない部署にまわしたり、また組合員の大部分は客面に出るときはリボンを着用したまま客面に出ようとするときは直ちにリボンを外すらには受けた。そのためリボンを着用した組合員の大部分は客面に出るときはリボンをが、なかには職制の制止を聞かずリボンを着用したまま客面に出るもしていたが、なかには職制の制止を聞かずリボンを着用したまま客面に出るわけるとして各職場において就業時間中の組合員にリボンの着用を指令した。として各職場において就業時間中の組合員にリボンの着用を指令した。で同月一三日に右六名の者に対し就業規則六七条二号を適用してそれぞれ平均賃金の半日分を減給する旨の懲戒処分に付した。

(二) 譴責処分

- (1) 参加人組合は同月二四日に団体交渉の席上で原告から平均一万一二六一円の賃上げの回答を得たが、同月二七日の団体交渉の席上で、(1)右二四日の会社回答に対するあと一歩の上積み回答、(2)リボン着用者に対する処分の撤回、
- (3) 交渉経過を組合員に知らせるための会場の貸与の三点を要求し、原告の拒否により団体交渉が決裂したので同日午後一一時過ぎに原告に対し同月二八日午前七時からリボン闘争に入る旨を通告したうえ、同月二八日午前七時から同月三〇日午後一二時迄のリボンの着用を指令してリボン闘争を実施した。これに従い、二八日に二五六名(うち客面に出る者約五〇名)、二九日に二四三名(うち客面に出る者約四九名)、三〇日に二三三名(うち客面に出る者約四〇名)の組合員が前回と同様のリボンを着用した。
- (2) 原告は、参加人組合の右闘争通告に接し、同参加人に対し即座にこれを禁止する旨の警告文を手交したが、参加人A、B、C、D、E及び訴外Fの六名の者が原告の警告を無視してリボンを着用して就労したのみならず各職場組合員にリボンの着用を指令し就労せしめたとして、前記減給処分の際の就業規則該当条項のほか七二条の規定を加えて、同年一一月一九日に右六名に対しそれぞれ譴責する旨の懲戒処分に付した。

(三) 争議行為の正当性

- (1) 参加人組合は、賃上げに関して再三の団体交渉にもかかわらず労使双方の主張が一致せず、そこで組合の団結を誇示し団体交渉における自己の主張を有利に導きこれを貫徹することを目的として就業時間中の一斉リボン着用を決定し、そのつどリボン闘争に入る旨を原告に通告したうえこれを実施したもので、それが日常業務阻害行為なのであるから、争議行為の一類型に属するといわなければならない。
- (2) リボンの形状及びその着用方法は前記のとおりであり、争議行為としては、一般的には勿論のこと、ホテルとしての業種の特殊性、及び特に身嗜みについて厳格である原告の場合を考慮しても、特に不体裁或いは不当と断ずるほどのものではなく、原告の忍容の限度を逸脱するものではない。
- (3) リボン着用者はおおよそ当日出勤者の四分の一程度で、客面に現われたものは多くともその五分の一程度である。
- 又、争議行為遂行の監視をめぐつて原告と参加人組合役員間に若干の紛争があり、 多少不体裁な事態が発生したが、これらの事態が特に勤務の秩序に不当に混乱を生 ぜしめその勤務内容を不当に低下せしめる程度に迄達したものとはいえない。
- (4) 争議行為の不当性の判断に際しては、業種の特殊性や当該会社の信用等も 衡量すべきであり、この場合また原告が有する自己のホテルの品位についての「誇り」と「見識」も無視すべきでないのは当然である。しかし、原告が、この「誇り」や「見識」の絶対的尊重を紛争時において迄も相手方たる参加人組合に押しつけるのは身勝手である。その他本件リボン闘争を不当と断ずる事情は存しない。
- (5) 仮りに本件リボン闘争が争議行為であるか否かに疑問があるとしても、本件リボンの形状、着用の態様や方法等が前記のとおりであつて常識的な範囲を著しく逸脱して原告の受忍の限度を超えるものとはいい難く、かつその着用は労使の紛争中に行われたものであることを考慮すれば、本件リボン闘争はなお労働組合の正当な行為の範囲内にあると解さざるを得ない。

(四) 懲戒処分の不利益取扱性

前記3の減給処分及び4の譴責処分は、参加人組合の本件リボン闘争に対して、 就業規則三〇条三号、六八条二号、三号、六七条二号(譴責処分につきさらに七二条)を適用して行なわれたものである。しかし就業規則はもとと従業員の平適 勤務に関する規律であるから、労働組合の争議行為に対しては、原則として適用して えない。もつとも、本件リボン闘争においては、争議参加者は同時に就労して職場の おけでもあるので、たとえ争議行為であろうとも、その就労の状態が著しく職場の 秩序を害し、或いは労務提供が平常の状態に比しその内容において著しく量的ない 的低下を来たすものであつてはならないことは当然であり、又その限度を越えない 的低下を来たするのであつてはならないことは当然であり、又その限下が発生しない のとも、これを忍容しなければならないところ、本件リボン闘争が原告の忍を を逸脱し、その職場秩序の混乱及び勤務内容の低下が不当な程度に達したものと はいるないことはすである。

そうすると、参加人Aらに対する本件各懲戒処分は、結局参加人組合の正当な争議行為に対して就業規則を適用して行なわれたものであるから、労働組合法七条一号の不当労働行為たる不利益取扱いにあたるといわなければならない。 4 救済の認容

そこで、被告は、公益委員会議の合議により、参加人らの申立に係る救済の一部 (別紙記載のとおり)を理由があると判定して、原告が参加人ら(ただし、組合及 びホテル労連を除く。)に対して前記減給及び譴責処分を取り消し、かつ、右減給 に係る賃金額相当の金員を支払うべき旨の本件救済命令を発した。 四 参加人の主張

本件リボン闘争は正当な組合活動である。即ち、リボン闘争は衣服にリボンを付ける行為によつて一切の有形的行為が完了し、その後格別の行為を必要としないのであるから、労働者が就業時間中にリボンを着用しても何ら精神的肉体活動を提供しており、しかも労働者は就業時間中といえが高いできせず充分な労働力を提供しており、しかも労働者は就業時間中というリボンを権及び団体行動権を保持しているから、就業時間中の組合活動として行うの指定を規制すべき根拠はない。又本件リボンの形状やその着用の態様は通常の名誉の表別には一次のではないのである。全人正当なものではなかったから、全人正当なものあると、の場所では、世人もこれを怪しまないは、一次のではないである。また、はち巻きの着用は闘争戦術の慣行と化し、世人もこれを怪しまない、腕章、はち巻きの着用は闘争戦術の慣行と化し、世人もこれを怪しまない、腕章、はち巻きの着用は闘争戦術の慣行と化し、可能と関係を担いるのがあるとしても、右感情は法律の保護に値しないものである。被告及び参加人らの主張に対する原告の認否

六 原告の反論

本件救済命令は、次の理由により違法である。

1 本件リボン闘争は争議行為ではなく就業時間中の組合活動である。即ち、争議行為とは業務の正常な運営を阻害するもので、かつ労働者の不就労状態を惹起するものであるが、本件リボン闘争は何ら不就労状態を惹起する形態のものではなく、参加人組合自身についても平常の就労状態の過程において労働組合の団結力の示威と使用者に対する経済的、心理的圧迫を与える一の組合活動とて実施したものである。また参加人組合は当時において原告に対し何ら争議行為との通告をしておらず、リボン着用をストライキ等の争議行為に附随する一闘争手段として行ったものでもなく、さらに被告における本件審問手続においても終始本件リボン闘争は就労時間中の単なる組合活動にすぎないことを自認していたものである。したがつて、本件リボン闘争を争議行為と断定して本件各懲戒処分を不当労働

行為にあたるとした本件命令は違法である。

2 本件リボン闘争は、以下に述べる如く就業時間中の組合活動としては、その限度を越えて従業員の本旨に従つた労務の提供を著しく妨げ、かつ会社業務の運営上重大な障害を与えたものであつて、到底正当な組合活動として許容することはできない。

(一) 原告ホテル業の特殊性

財保護委員Hらの協力をえて原告にふさわしいものを制定・作成した。 (二) 原告は以上のような特殊性に基づく服装の重要性に鑑み、就業規則の制定 にあたつても特に一か条を設け、その三〇条三号において会社の指定する服装以外 のものの着用を禁止し、さらに被服貸与規定及びユニホームレギユレイションを制 定して細目的規定を明確にしたうえ、これら規定の趣旨を徹底させるため全従業員 に対し以下のような教育を行つている。

(1) 入社前教育

原告は例年八月頃に翌年学卒者の採用を内定するが、この段階から社員教育を開始し、八月以降毎月各内定者に対し「ホテルオークラ便り」や「社内報」を送付して原告についての正しい理解と入社後要求される注意点等を教育し、特にホテルマンは身嗜みに留意しなければならない旨繰り返し強調している。

(2) 入社時教育

正式入社時である四月一日を控えた三月中旬頃例年各内定者に対して一週間ないし一〇日間「集合教育」を実施する。ここでは内定者に就業規則を配付して説明し、特に原告においては一流ホテルにふさわしい服装と身嗜みが重要視され、服規定は厳格に運用実施されており、服装規定違反があつた場合には懲戒処分の対象となる旨の説明を行い、毎朝、朝礼のあとで必ず服装点検を実施し、一人一人起立させたうえ髪の手入やズボンの折り目等服装の基本について細かい教育を行う。内定者が集合教育を終え正式入社すると、各配属先部署で部門別教育を実施する。向定者が集合教育を終え正式入社すると、各配属先部署で部門別教育を実施する。前記のように服装規定の基本をなし細部にわたる注意事項を指定した被服貸与規定及びユニホームレギユレイションを配付し、支給した制服にそつて細部にわたる服装有を行い、視覚教材も積極的に活用してホテルマンとしての服装身嗜みが如何に重要であるかを繰り返し教育する。

(3) 中途入社員教育

毎月入社する中途入社員に対しても、新入社員に対すると同様に就業規則、被服貸与規定及びユニホームレギュレイションに基づいて徹底した服装教育を実施した後に各部署に配置している。

(4) 入社後の教育

入社後においても、常時勤務中における上司の指摘を中心とするオージオテイ教育を行つているほか、グループ別に中間教育を実施し、又研修課を中心として身嗜み運動等の社内運動を企画し従業員から標語を募集するなどして従業員自ら進んで服装に関心を持つよう注意を払つている。そして、従業員が時として顧客からバツジ等を貰つても、他の顧客に対する影響を考慮し、バツジ等を交付した顧客にことわつたうえこれを外させている。

(三) 本件リボン着用は左のとおり原告の業務に障害を与えた。

(1) リボン着用者と非着用者が存在したためユニホームとしての存在が損われた。ユニホームはそれ自体として統一されたデザインを構成しているため、各個人

がこれに恣意的な付加物を着用すればデザインの統一と美しさを破壊し、ひいてホテルとしてのムードを損うものである。本件リボン着用当時原告の許には参加人組合の他にホテルオークラ従業員組合が存在し、又多くの非組合員たる一般従業していたため、リボン着用者と非着用者が同時に就労する結果となりユニホームとはの統一性が著しく損われた。のみならず参加人組合員の中にもリボンを着用しない一種があり、リボン着用者の中でもリボン以外に例えばリボンのない一廻り大きに対している布片より長さ約ニセンチメートル、幅約ーセンチメートル大きいもの)でオレンジ色やグリーン色のもの等を着用したり、リボンの着用おいたきいもの、でオレンジ色やグリーン色のもの等を着用したり、リボンの着用おいたは頭髪やエプロンの下に着用する等様々であったかその不統一性は暗加五年に、又客面に出る可能性のある部署で勤務する者の中リボン着用者は昭和五年に入日八四名であった。

(2) リボン着用を強行する参加人組合執行部と原告との間でトラブルが発生した。

昭和四五年一〇月二八日午前八時頃、参加人E、参加人組合中央闘争委員I及び職場委員Jらは当日が同人らの出勤日でなく、しかも自己の職場でない客室に隣接する狭隘な三階ボーイステイションにたむろし、業務に繁忙な客室課従業員に対しリボン着用を執拗に強要して業務を妨害したばかりか、これを制止しようとしたK客室課マネージヤーらの説得に応ぜず、長時間にわたつてトラブルを生じさせた。

翌二九日午前一〇時過ぎ頃、同ステイションにおいて、リボンの着用を監視するためパトロールしていた参加人DらとK客室課マネージヤーらとの間で紛議を生じた際、参加人組合中央闘争委員Lは「組合の指令で来ているからどこへ来ようと自由だ。組合の指令で客室課長を監視しに来たのだ。」等と大声で怒鳴つたため、同所に勤務していた客室課従業員らは非常に不安がり、おろおろした程であつた。 (3) 業務の停滞が続発した。

(四) 顧客から原告に対して抗議があつた。 原告に参集する顧客は各界の一流人が殆んどであり直接原告に対しあからさまに 抗議したり不快感を表明することは極めて稀であるのに、本件リボン着用に対して は顧客から原告に不満の意が表明された。顧客のかかる不快感は参加人組合の要求 内容に対するものではなく、リボンを着用して組合活動をしながら職務に従事する という勤務の仕方、サービスの仕方に対する不快感であり、リボンによつて反サー ビス精神を最も顕著に表現しながら形式のみサービスをしている風を装うという顧 客無視の態度は誠に重大な業務阻害行為といわなければならない。このように本件 リボン着用は顧客に対し極めて不快感を与え原告の信用を大いに毀損したもので、 かかる信用の失墜は容易に回復し難いものである。

3 以上のような原告の業種、その特殊性、本件リボンの形状、色彩、記載文言、 着用者の職種、着用の時及び場所、その目的等の事情から明らかな如く本件リボン 闘争は原告の業務に対し重大な障害を惹起したものであり、前記のように到底正当 な組合活動として是認すべき余地はない。そこで、原告は本件リボン着用を企画・ 指令・実行した参加人組合三役である参加人Aら六名の幹部責任を問い、就業規則 に従つて減給並びに譴責の各懲戒処分に付した。なお、第二回目のリボン着用で は、原告において予めリボン着用者をできるだけ裏面に廻す準備をしたため客面に 出るリボン着用者の数が少なく、リボン着用者でも客面に出る際或いは原告から注 意を受けるや直ちにリボンを外した者がいたこと等を斟酌し、参加人Aらに対する 第二回目の処分を譴責に止めたものである。ところで、原告の賃金規定一九条本文 によれば懲戒処分を受けた者は原則として当期において昇給させないのであるが、 本件各懲戒処分については特に同条但書の原告が必要と認めた場合はこの限りでな い旨の規定を適用し、当期においても被処分者全員を昇給させた。

このように原告は不当な本件リボン着用に対して参加人組合三役を減給並びに譴責に止める極めて軽い処分をもつて臨み、しかも被処分者に右懲戒処分以外の不利益を与えない処置を採る等処分に当つては最大の考慮を払つたもので、本件各懲戒処分はホテル業就中原告の業務運営を継続するうえで全く止むを得ない最少限の処置であり、何ら不当労働行為にあたらない。 第三 証拠関係(省略)

理 由

ー 行政処分の成立

原告はホテル業を営む株式会社で、肩書地において『ホテルオークラ』を経営し、その従業員数は約一二〇〇名である。参加人A、B、C、D及びEはホテルオークラの従業員で、参加人組合の組合員たるものである。参加人組合は原告の従業員をもつて組織するいわゆる企業別労働組合であり、かつ、ホテル、旅館及び料理飲食業に従事する労働者をもつて組織されたいわゆる連合体たる参加人ホテル労連の単位組合である。

参加人組合は昭和四五年一〇月にいわゆるリボン闘争を実施し、当時参加人組合の執行委員長である参加人A、同副委員長である参加人B、C及びD並びに同書記長である参加人Eが参加人組合のいわゆる三役として右闘争実施にあたつたが、原告は組合幹部たる右参加人五名の者に対し本件リボン闘争を実施したことの故をもつていわゆる幹部責任を問う懲戒処分として同年一〇月及び一一月にそれぞれ減給及び譴責をおこなつた。

参加人らは、右懲戒処分が不当労働行為に該当するとして、昭和四六年一月二〇日に原告を相手方として被告に対し右減給及び譴責処分を取り消すこと、及び右減給に係る賃金相当額を支払うべきことの救済の申立てをした。被告は、右申立てに係る都労委昭和四六年不第二号不当労働行為救済申立事件について、参加人らの請求に係る救済を理由があると判定して、昭和四七年一〇月二日に原告に対して同年九月一九日付命令書の写しを交付して、救済を認容する旨の命令(別紙記載のとおり)を発した。

以上の事実はいずれも当事者間に争いがない。ところで、被告は、右不当労働行為救済申立事件について、参加人組合の後記二のリボン闘争は労働組合の正当な行為であるとし、したがつて参加人Aら五名の者が組合幹部として本件リボン闘争を実施したことの故をもつて、右五名の参加人に対して減給及び譴責処分をおこなつたことは、労働組合法七条一号の不利益取扱いたる不当労働行為にあたるとして、参加人らの請求に係る救済の認容をしたのであるが、原告は後記二のリボン闘争の正当行為性を争うので、これについて以下判断を進める。 二 リボン闘争の経緯

1 参加人組合は、昭和四五年九月二一日に原告に対して正従業員の賃金につきー律一万円プラス年令別加算二〇〇円から一万七〇〇〇円までの昇給をおこなうことなどを要求して、三回にわたつて団体交渉をかさねたが、原告の提示額が当場である目的をもつて、組合員たる従業員は就業時間中に各自後記リボンを着用するものもって、組合員たる従業員は就業時間中に各自後記リボンを着用するものようるいわゆるリボン闘争を実施することとしたうえ、同年一〇月三日に原告に対して原告の誠意ある賃上げ回答が同月五日までに提示されないときは同月六日にの出て当時から前記回答額にて、同月五日に原告から前記回答額に入る日のの関係では、同月六日に組合員に対して同日午前九時から上衣左胸部位に後記リボンを実施したの闘争指令を発して、右日時から同月八日午前七時までリボン闘争を実施した。

右の事実は当事者間に争いがない。そして、証人Sの証言及び同証言により真正に成立したと認める甲第五五号証の記載によると、右リボン闘争に参加して後記リ

ボンを着用した者は、同月六日において出勤者九七八名中二二八名であり、同月七日において出勤者九六二名中二七六名であることが認められる。

2 原告は、参加人組合の右闘争通告に接し、その日(同月三日)に参加人組合に対して就業時間中のリボン着用を禁止する旨及びこれに違反したときは断乎たる処置をとる旨の警告を文書で発するとともに、右警告書同旨の掲示で告と題するものを会社施設内に張り出したが、それにもかかわらず右1のとおりリボン闘争が実施されたので、就業規則の定めるところに従い、参加人A、B、C、D及びEに対して、参加人組合の三役たる幹部として右1のリボン闘争を実施した責任を問い、同月一三日にそれぞれ平均賃金の半日分を減給する旨の懲戒処分をおこなつた。このことは当事者間に争いがない。

3 参加人組合は、同月二四日に団体交渉によつて原告から賃上額平均一万一二六一円とする提示を受けたが、右2の懲戒処分を不当として、同月二七日に右懲戒処分の撤回等を要求して団体交渉に臨んだところ、原告の拒否にあい、ついに団体交渉が決裂するにいたつたので、右要求を貫徹する目的をもつて、同日午後一一時過ぎに原告に対して同月二八日午前七時からリボン闘争に入る旨の通告をしたうえ、組合員に対して同月二八日午前七時から前回同様にリボンを着用すべき旨の闘争指令を発して、右日時から同月三〇日午後一二時までリボン闘争を実施した。

右の事実は当事者間に争いがなく、前記甲第五五号証の記載によると、右リボン 闘争に参加して後記リボンを着用した者は、同月二八日において出勤者九五〇名中 二五六名であり、同月二九日において出勤者九七三名中二四三名であり、同月三〇 日において出勤者九八九名中二三三名であつたことが認められる。

リボン闘争における団結示威の性状は右にみたとおりであるが、リボン闘争による団結示威の機能からみれば、リボン闘争は、一面使用者に対しては、労働者の団結を示威する作用をもつものであるが、他面労働者において相見えることにより、労働者の連帯感をあらためて触発され、仲間の団結をより鞏固にして当面の闘争勝利への士気を鼓舞し合う営為を、個個の労働者において自乗的に、労働者相互において相乗的に果すのである。このように二面作用を営むものであるが、その機能領域の異別によってみれば、後者の営為はまさしく労働組合のいわゆる組合活動の領域に属し、前に対しておける。

本件において、参加人本人Eの本人尋問の結果に弁論の全趣旨をあわせると、本件リボン闘争は、参加人組合の要求ないし主張を貫徹するために原告に対してする団結の示威であることはいうまでもないが、それにもまして結成後三か月しか経つていない参加人組合の内部における組合員間の連帯感ないし仲間意識の昂揚、団結強化への士気の鼓舞といつたような参加人組合自身のいわば体作りの効験を重視し、かつ、ストライキー歩手前のウオーミングアツプ的戦術を狙つて実施したものであることが認められる。

四 リボン闘争の違法性

1 一般違法性

いわゆるリボン闘争は一般に違法であると、当裁判所は判断するものであるが、 その違法性については、リボン闘争による団結示威の機能領域の異別という前記視 点から、組合活動の面と争議行為の面とにわけて考察することとする。

(一) 組合活動の違法性

(二) 争議行為の違法性

いわゆるリボン闘争において、団結の示威がおこなわれる場面では、団体交渉、同盟罷業等の団体行動と同じように、労使対等の原則が支配するが、他方勤務時間中である場面では、使用者の業務上の指揮命令とこれに従つて労働者が労務の給付ないし労働に服しなければならない上下関係が支配する。したがつて、リボンの展開は、いきおい右の上下関係と対等関係とが重畳的に競合する場面を呈ったの展開は、いきおい右の上下関係と対等関係とが重畳的に競合する場面を呈ったの展開は、いきおいし労働に服している場面ではお抗と闘争の心理構造がはたらら、これに乗じて団結の示威をおこなつている場面では拮抗と闘争の心理構造がはたらくが、両者は心理上相反撥する関係にありながら、その同時性のためのにといる場合にとが、できないし労働をさせている場面では指図と要求の心理構造がはたらき、リボンがよる団結示威のおこなわれている場面では逡巡と沮喪の心理構造がはたらくが、こでも両者が二重構造的に機能するのである。

右のような心理上の二重構造的機能から醸し出される違和感は労使ともに免れられないものであるが、特に使用者に対する神経戦術として心理的嫌がらせをはたす効果が著しく、このリボン闘争の戦術効果の相乗累積は、やがて使用者と労働者間の命令服従の上下関係をその根底において風化させる虞があるし、その幣害たるや

「リボン」を冠するといつた呼称の情緒性では到底企及しえない底のものであつて、使用者の業務指揮権の確立を脅かすに至るというべきである。そして、労働者に対する関係においても、一面従順、他面反噬といつた心理上の二重機能的メカニズムは倫理的存在たる人間の精神作用を分裂させて二重人格の形成を馴致する虞れなしとしないのであるから、労働人格の尊厳のため、リボン闘争は採らざる戦術というべきである。

そのうえ、労働者のリボン闘争に対抗しうる争議手段を使用者は持ちあわせない。すなわち、リボン闘争による団結の示威に従事しながらおこなう労務の給付ないし労働が労務給付ないし労働がとして一見間然するところがないようにみらいよる場合、又はリボン闘争による業務阻害が使用者に対する心理的嫌がらせの域を出ないものである場合において、リボン闘争の故をもつていわゆる賃金カットを表示とは、その技術的困難さもあつてしかく容易ではない。また、使用者の争議手段における団結示威の性状に照らして、牛刀を門とる憾があつて労使間の公平の原則に悖るものというべく、かつ、戦術してツととる憾があつて労使間の公平の原則に悖るものというべく、かつ、戦術といいとともであるから、リボン闘争に対抗してロックアウトを実施することもまた事実上不可能であるから、リボン闘争においては、労使対等の原則からみて、使用者が労働者に対抗しうる争議手段はないというべきである。

以上のとおりであるから、リボン闘争は、争議行為の面においても、使用者においてこれを忍受すべき合理的理由を欠くものと解すべきである。

右(一)及び(二)にみたとおり、リボン闘争は、いわゆる組合活動の面においても、争議行為の面においても、労働組合の正当な行為ではありえないというべきである。そこで、本件リボン闘争は、すでに認定したところにより、いわゆるリボン闘争を地で行つたものであることが明らかであるから、参加人組合の正当な行為をもつて目すべきではないといわなければならない。

右1において、いわゆるリボン闘争の一般違法性に照らして本件リボン闘争もまた違法であることをみてきたわけであるが、本件リボン闘争による業務阻害については、さらに精覈に考察すべきものがある。

ては、さらに精覈に考察すべきものがある。 成立に争いのない甲第一号証、第五号証から第一一号証までの各一、証人Tの証言により真正に成立したと認める甲第二号証、第三号証、第五号証の二、三、第一四号証の一、二、第一五号証、第二四号証の一から三までの各記載、証人U、Tの 各証言を総合すると、原告は、Vの長男で約二〇年間にわたり帝国ホテルの社長 会長を経歴したGが都心に超一流のホテルを建設することを発意して、昭和三三年 一二月に設立された会社で肩書地に建物の瀟酒な風格と威容を自負する全館アウト サイドルーム方式客室数五五〇ユニツト(四九〇室収容人員九七三名)を擁する三 つ矢形鉄骨鉄筋コングリート造り地上一〇階地下二階塔屋四階を建築して、昭和三 七年五月にホテルオークラを開設し、いらい国際観光ホテル整備法(昭和二四年法 律二七九号)にもとづくホテル経営をしているものであるが、宿泊及び宴会等に特 に外国の元首、王公族、大臣、特使をはじめ、政治、経済、宗教、文化等各界のト ップ級の外客がよく利用していることから、国際的視野に立つてホテル業の研鑽、 運営に努め、外客接遇の充実をめざし、ホテル従業員の容姿、服装、身嗜み、挙 措、言行については、いわゆるホテルオークラマンの品格、威信なるものの矜持を もつてその教育、研修に意を用い(国際観光ホテル整備法施行規則(昭和二五年運輸省令四九号)五条の五参照)、たとえば、職種、職階ごとに一定基準の制服を勤 務中着用させ(同施行規則五条の六参照)、基準に定める以外のものは装飾品であ つても一切着けさせないこととして規制しているので、本件リボン闘争に際して は、事前にその非を強く警告し、闘争実施に入るや、リボンを着用した従業員は客 に接するおそれのない職場に臨機配置替えをおこなつて、争議状態にある労使間の 緊張関係をことさらに接客面で誇示されることがないように職制を動員して奔走さ せたことを認めることができ、本件弁論の全趣旨及びこれにより真正に成立したと認める甲第五〇号証の一から五までの記載によると、帝国ホテル、ホテルニューオータニ、パレスホテルなど都内屈指の一流ホテルにおいては、いずれも、ホテル従 業員の服装、身嗜み、言行等の躾に関し原告のホテルオークラと同工異曲格別の着 意をもつて律していることが認められる。そこで以上の認定事実に弁論の全趣旨を あわせると、ホテルの企業経営においては、物的施設及び人的機構が客を中心にし た組織的受入体制として総合的に演出され、全体としての情緒ないし雰囲気とあわ せて客の接遇が重要視されることから、ホテル従業員は常に服装身嗜みに留意し、

挙措言行を慎み、終始明朗な態度をもつて親切丁寧に対応し、休らい、寛ぎ、快適さが与えられるように客を接遇すべきことが至上命令として要請されるのであつて、ホテル営業におけるサービスの要諦を右のように措定するかぎり、ホテル経営者の企業努力の中枢部分もまたそこにある。かように認めることができる。

ところが、いわゆるリボン闘争の実施は、ホテル業の場合においては、それ自体ホテルの施設機構のなかで労使が争議状態に入つて互いに緊張していることを端的に誇示し、右の緊張関係をまのあたり現前させるものであつて、客がホテルサスに求めている休らい、寛ぎ、そして快適さとはおよそ無縁であるばかりでなく、徒らに違和、緊張、警戒の情感を掻き立ててホテルサービス業の総合的演出効果を著しく減殺し、ひいてはホテルの品格、信望につき鼎の軽重を問われ、ホテルに対する客の向背を左右するに至ること必定である。しかも、ホテルの品格、信望は金銭をもつて償なうことができないほどの損害をこうむることもみやすい道理である。

右によれば、ホテル業におけるいわゆるリボン闘争は、その業務の正常な運営を 阻害する意味合いに深甚なものがあるといいうるから、このような業務阻害をホテル業の使用者において忍受しなければならない理由はさらにないと解すべきである。

本件リボン闘争は、まえにみたとおり、原告の経営に係るホテルオークラの営業に関して参加人組合がいわゆるリボン闘争を実施したものにほかならないから、その違法性は顕著であり、到底参加人組合の正当な行為たりえないといわなければならない。

五 行政処分の瑕疵

以上の理由によれば、本件リボン闘争は、いわゆる組合活動の面においても、また争議行為の面においても、違法であることが明らかであるから、参加人組合の正当な行為ではありえないにもかかわらず、被告は、本件リボン闘争が参加人組合の正当な行為であると判断し、この判断を前提として、原告の前記参加人五名の者に対する減給及び譴責処分がそれぞれ不利益取扱いたる不当労働行為に該当すると判定して、参加人らの請求に係る救済を認容したことが明らかである。そこで、本件定して、参加人らの請求に係る救済を認容したことが明らかである。そこで、本件では必要があるが対力について判断を進めるまでもなく、すでに本件救済命令はその前提を誤まつた瑕疵ある行政処分として違法であり、取消しを免れないものといわなければならない。

よつて、原告の本訴請求は理由があるから、これを正当として認容し、訴訟費用の負担について民訴法八九条、九三条及び九四条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 中川幹郎 原島克己 大喜多啓光)

(別紙)

記

被申立人大成観光株式会社は、申立人A、同B、同C、同F、同D、同Eらに対する昭和四五年一〇月一三日付減給処分および同年一一月一七日付譴責処分を取り消し、かつ、申立人Aに対し金一五一五円、同Bに対し金一〇七二円、同Cに対し八〇〇円、同Fに対し金七八三円、同Dに対し金五七四円、同Eに対し金九五七円をそれぞれ支払わなければならない。